

三井化学グループが顕著と考えている人権課題

三井化学グループは以下を顕著な人権課題と捉え、人権方針に基づき取り組みを進めていきます。

差別の禁止

私たちは、いかなる場合においても、人種、国籍、出身国、出身地域、社会的出身、出身階級、家系、宗教、障害、年齢、性別、性的指向、性自認、家庭環境、婚姻の有無、組合加入、政治的見解、その他の差異に基づく、いっさいの差別を行いません。

労働基本権の尊重

私たちは、労働者の団結権、団体交渉の権利など、労働基本権を尊重します。
また、率直な対話と相互理解を通じて労使の信頼と協力関係を培い、労使間の諸問題を自主的かつ平和裡に解決します。

強制労働・児童労働の禁止

私たちは、あらゆる国・地域におけるすべての企業活動において、一切の強制労働、児童労働を行いません。

ハラスメントの禁止

私たちは、いかなる場合においても、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントなど、個人の尊厳を傷つけるようなハラスメント行為を行いません。

プライバシーの尊重

私たちは、個人のプライバシーを尊重すると共に、『プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する OECD 理事会勧告』の趣旨に賛同し、個人情報をご各国の関係法規に則って適正に取扱います。